

生活文化局に寄せられた都民の声と対応事例（令和3年6月分）

＜消費生活＞センター相談員を名乗る電話について

センター相談員を名乗る人から電話があり、「トラブルが起きており、その処理をしなければならぬ関係で、氏名と電話番号を教えてほしい」と言われた。怪しいと思ったのでこちらに電話した。

【説明】

平素より消費生活行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

都の消費生活総合センターでは、ご相談されていない方にご連絡をして個人情報を出すことはありません。

都の消費生活総合センターを名乗り、個人情報を聞き出す内容の電話・メール・はがき・SMS等は、お心当たりがない場合は無視してください。

ご不安な場合は、消費生活センターにご相談ください。消費者ホットライン188（いやや）にお電話いただければ、最寄りの消費生活センターに繋がります。